

第16章 貿易管理・為替管理

1. 輸出入規制

貿易政策や貿易管理制度は、商工省商務局・外国貿易部（Directorate General of Foreign Trade : DGFT）が管轄する。根拠法は「1992年外国貿易（開発・規制）法」（The Foreign Trade (Development and Regulation) Act, 1992）で、実務的な規則は同法に基づいて DGFT が発表する「外国貿易政策（Foreign Trade Policy : FTP）」とその手続きガイドブック（Handbook of Procedures）であり、これらにおいて輸出入政策を包括的にカバーする外国貿易政策を発表している。

インド商工省は従来、原則 5 年ごとに FTP を策定してきた。しかしながら、2023 年 4 月 1 日から発効している最新の FTP は、期限を定めず、必要な際に見直すこととなっている。最新の FTP は、(1) 補助金から免税への移行、(2) 輸出促進のための関係者連携、(3) ビジネス環境の改善（取引コストの軽減、手続きの電子化促進）、(4) 成長分野（E コマース輸出拠点）の開発と輸出管理制度の合理化の 4 点を軸にしている。特に (3) ビジネス環境の改善の観点では、特定輸出許可手続に必要な日数の短縮（最大 1 か月から最短 1 日）、輸出促進スキーム手数料の一部引き下げ、原産地証明書発行の電子化などが盛り込まれている。

(1) 輸入品目規制

インドの輸入品目は①輸入自由品目、②輸入制限品目、③輸入禁止品目、④輸入業者指定品目から構成される（図表 16-1）。工業製品を含め、ほとんどの品目が輸入自由品目に該当する。なお、上記の分類に限らず、一部の特定品目については輸入港が限定されている。

また、インド国内の法規制には特定国からの輸入禁止・制限措置などは設けられていないが、イラクからの武器輸入、ソマリアからの木炭輸入などについては国連決議に基づいて制限されている。さらに一部品目についてはイラク、イラン、北朝鮮や特定団体などとの貿易が制限または禁止されている。

図表 16-1 輸出入品目規制

品目区分	内容
輸出入自由品目 (Free)	自由に輸入できる品目
輸出入制限品目 (Restricted)	輸入に際し、ライセンス、輸入許可、もしくは各種証明書の取得が必要な品目。一部の農産品、鶏肉関連製品、中古品などが含まれる。輸入に際しては、DGFTへの申請が必要
輸出入禁止品目 (Prohibited)	輸入が禁止されている品目。動物や一部の農産品、武器、牛肉関連品などが含まれる
輸出入業者指定品目 (Canalized)	国有企業など指定された業者 (State Trading Enterprises : STE) にのみ輸入が許可されている品目。原油、石油、一部の穀物等が含まれる

(出所) JETRO より作成

(2) 輸出品目規制

インドの輸出品目は、輸入品目とともに示した図表 16-1 の通りである。

輸出品目と同様、特定国への輸出禁止・制限措置などは設けていないものの、イラクへの武器輸出などについては国連決議に基づき制限されている。また、一部品目については、イラク、イラン、北朝鮮及び特定団体などの貿易が制限または禁止されている。

(3) 輸出入関連法・規制

輸出入業者は「輸出入業者コード」(Importer-Exporter Code : IEC) の取得を義務づけられており、IEC は DGFT にオンラインで申請可能である。ライセンス品目の輸入、輸出促進のための免税スキームの適用には、通関前に必要書類を通關に提出する必要がある。

また、外国貿易政策で定められている各種免税スキームなどを活用するには、所属する業界を管轄する輸出促進協議会 (Export Promotion Council : EPC) が発行する「登録証兼会員証」(Registration cum Membership Certificate : RCMC) を所有していかなければならない。

2. 関税制度

財務省の中央関税局 (Central Board of Indirect Taxes & Customs) が関税及び関連制度を所管している。根拠法は、「1962 年関税法」(Custom Tariff Act, 1962)、「1975 年関税率法」(Custom Tariff Act, 1975) 及び「2017 年物品・サービス (州への税収補償) 税法」(Goods and Services Tax (Compensation to States) Act, 2017) である。

(1) 関税制度

インドの関税制度は、物品・サービス税（GST）導入に伴い、基本関税、社会福祉課徴金、統合物品・サービス税（IGST）、GST 補償税から構成されている（図表 16-2）。なお、GST の対象外となる原油、高速ディーゼル、ガソリン、天然ガス、航空タービン燃料、人が消費するアルコール（特定物品に指定）には、旧法下の付加価値税、中央販売税、相殺関税、追加関税、特別追加関税が課税される。関税分類は 1998 年よりおおむね HS 分類に準拠している。

図表 16-2 関税体系の概要

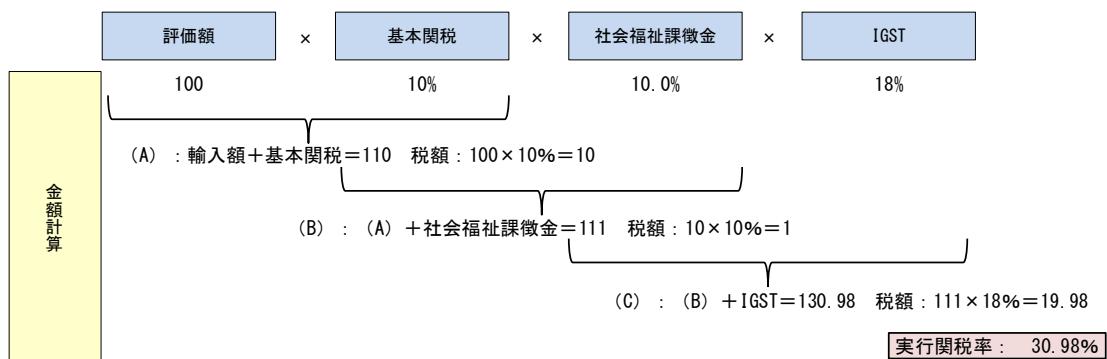
関税名	概要
基本関税 (Basic Custom Duty)	原則、0-10%の税率。但し、一定の例外品目にはこの範囲を超える高関税が課せられる品目もある。評価額の計算は以下のとおり： 基本関税額=基本関税率 × 評価額 (Assessable Value) 評価額=FOB 価格 + 輸送費 + 保険料 + 荷揚げ費用 輸送費（実額を算出できない場合）=FOB 価格 × 20% 保険料（実額を算出できない場合）=FOB 価格 × 1.125% 荷揚げ費用（実額を算出できない場合）=（FOB 価格 + 輸送費 + 保険料）× 1%
社会福祉課徴金 (Social Welfare Surcharge)	基本関税に 10%（特定の物品に対しては 3%）。ただし、関税総額がゼロの場合、免税品でなくとも社会福祉割増金は課されないことが明確化されている。
統合物品・サービス税 (Integrated Goods and Services Tax : IGST)	2017 年 IGST 法第 5 条に基づく。税率は輸入品目により 0-28%（最高税率は 40%）。 2017 年 6 月 28 日付通知 No. 2/2017-Integrated Tax (Rate)において、豆類、野菜、食肉、手織物、新聞、書籍など IGST 免税対象物品を規定。
物品・サービス (GST) 補償税 (GST Compensation Cess)	タバコ、炭酸水、高級車等特別な嗜好品などに対して、2017 年 GST 補償税法第 8 条に基づき課税。GST 対象外の原油、高速ディーゼル、ガソリン、天然ガス、航空タービン燃料、人が消費するアルコールに対しては、引き続き旧法の相殺関税、追加関税・特別追加関税が課される。GST 補償税が適用となる物品の利用許諾権または所有権などの譲渡の一定のサービスに対しては、GST 補償税が適用される。

（出所）JETRO より作成

(2) 関税算出方法

評価額（CIF 価格 + 陸揚費用）が 100、基本関税率 10.0%、社会福祉課徴金 10.0%、IGST 18% の品目の場合、関税算出方法は図表 16-3 のとおりで、実行関税率は 30.98% となる。州への税収補償のための物品・サービス (GST) 補償税が課される品目については、同税の税率が 10% の場合、 $(\text{輸入額 } 100 + \text{ 基本関税 } 10 + \text{ 社会福祉課徴金 } 1) \times 10\% = 11.1$ を加算し $(130.98 + 11.1 = 142.08)$ 、実行関税率は 42.08% となる。社会福祉課徴金は控除できない。輸入時に課される IGST に係る仕入れ税額控除は、GST 課税売上に係る税額と相殺可能である。また、輸入時に課せられる GST 補償税に係る仕入れ額控除は、GST 補償税の租税債務とのみ相殺可能である。

図表 16-3 関税算出例



(出所) JETRO をもとに作成

(3) 主な関税減免スキーム

インドの外国貿易政策は、輸出振興のため、輸出目的に生産される部材に対して複数の関税減免スキームを定めている（図表 16-4）。

図表 16-4 主な関税減免スキーム

スキーム名	概要
事前認可スキーム (Advance Authorization Scheme : AAS)	特定の輸出製品の製造にかかる中間財・部品の免税輸入を許可するスキーム。免税対象は、追加関税、教育セス、反ダンピング関税、相殺関税、セーフガード関税、移行品目別セーフガード関税である。一部の高額製品を除き、インド国内での最低付加価値基準15%を達成することが条件となる。
免税輸入許可スキーム (Duty Free Import Authorization Scheme : DFIA)	AASと同様、特定の輸出製品の製造にかかる中間財・部材の免税輸入を許可するスキーム。基本関税と社会福祉課徴金が免税可能である。AASが製造業者・輸出業者のみを対象にしているのに対し、DFIAによる免税輸入許可は、製造業者の輸出入業務を代行する貿易業者に対しても発行される。インド国内の最低付加価値基準は20%である。
輸出促進目的資本財輸入スキーム (Export Promotion Capital Goods Scheme : EPCG)	ゼロ関税EPCGスキーム：免除された関税額の6倍の輸出量を6年以内に達成することを条件に、輸出製品にかかる資本財輸入に対するゼロ関税が認められる。当該資本財の輸入は、EPCG許可日から18ヵ月以内に行う必要がある。 Post Export EPCGスキーム：輸入時に関税が適用されるが、基本関税が譲渡可能なクレジットとして充当可能になる。
関税払い戻しスキーム (Duty Drawback Scheme)	輸出者が、輸出用製品をインドで製造した場合、当該製品の原材料や部品、または生産に用いる機械を輸入した際に支払った、関税の払い戻しを受けることができるスキーム。同スキームを使って関税の払い戻しができる品目は約4,000品目である。
サービス輸出スキーム (Service Exports From India Scheme : SEIS)	一定条件下でサービスの輸出を行う場合に適用される。当該事業者はサービス輸出後に、ネット外貨収入の一定割合をクレジットとして取得でき、基本関税、追加関税の支払に充当可能である。
輸出品に対する関税および課税免除制度 (Remission of Duties and Taxes on Exported Products : RoDTEP)	輸出時に還付されていなかった中央・州・地方税を補填する制度で、2021年1月から全品目に適用。還付は電子台帳にクレジット(e-scrip)として記録され、基本関税の支払いに利用可能であり、譲渡も可能。還付率は品目ごとに0.5~4.3%でFOB価格に基づく。申請は各輸出品目にかかる船荷証券または輸出手形で行う必要がある。なお、この制度による払い戻しは、すでに免除、送金、あるいは支払われている関税や税金については適用されない。

(出所) JETRO より作成

3. 通関手続

インド国内において輸出入を行う場合には、輸出入業者コード (IEC) が必要となる。輸入通関には、①税関申告書、②インボイス（商用）、③パッキングリスト（インボイスと併せることも可能）、④船荷証券（Bill of Lading : B/L）または航空貨物運送状（Airway Bill）が必要である。

通関手続については、「ICEGATE」(Indian Customs Electronic Commerce/Electronic Data Interchange (EC/EDI) Gateway) と呼ばれるポータルサイトで電子申告が可能となっている。ただし、インドに進出する日本企業へのヒアリングによると、貨物について係官の検査が必要になるために通関手続の完了に時間がかかり、インボイスやパッキングリストなどの書類は原本が必要との意見もある。なお、輸出による代金回収は船積みから 9 か月以内、輸入による代金支払は船積みから 6

か月以内が原則とされている。

4. 貿易における諸問題

経済産業省の「不公正貿易報告書」(2025年1月)などによると、日本・インド間の貿易においては、主に以下のような問題点が指摘されている。

(1) 高関税率

インドの実行関税率は30%近く（図表16-）、日本企業がインド向けに輸出を行う場合や現地の生産拠点がインド国外から部材を調達する場合、関税費用が価格競争上のネックになっている。また、この税率はインド政府がWTO協定交渉の場で提示する基本税率（10%）と乖離している。なお、インドの2023年時点の非農産物における譲許品目（関税上限が設定されている品目）の平均譲許税率（平均の関税上限）は、36.0%の高水準となっている。また、非譲許品目（関税上限が設定されていない品目）として乗用車（125%）、モーターサイクル（100%）、衣類（20%）などの高関税品目が存在し、繊維製品はインドの競争力、国際的水準から見ても高く設定されている。

最近の動きとしては、中国からの安価な輸入品の急増を抑制する目的で、合金鋼及び非合金鋼のフラット製品（鋼板）に対し、2025年4月21日から200日間にわたり12%のセーフガード（緊急輸入制限）関税を課すことが決定している。また、インド財務省は2024年1月22日、金や銀を使用したフック、ピンなどの貴金属留め具部品、貴金属でできたコイン、貴金属を含む廃触媒や灰などの輸入関税及び目的税を合わせて15%程度にまで引き上げると発表した。

(2) エアコンの輸入禁止措置

2020年、インド政府は、冷媒封入済みのエアコンに関する輸入禁止措置を公布し、経過措置なく即日施行した。インドは、この輸入禁止措置はモントリオール議定書上の同国の義務と整合していると説明している。ただし、モントリオール議定書上のインドの削減・撤廃義務及びインド国内法上のオゾン層破壊物質フロンガス規制の対象外である冷媒を使用するエアコンを対象に含む点で、正当化の要件を満たさないと考えられる。

日本政府はインド政府に関して、上記の国際ルール上の問題について二国間で懸念を表明し、WTOにおけるTRIMs委員会、物品貿易理事会、市場アクセス委員会にて問題提起を行っている。

なお、2022年の省エネルギー（改正）法（Energy Conservation (Amendment) Act、2022年12月20日公布、2023年1月1日施行）により、エアコンの最低エネルギー効率基準が厳格化した。業務用エアコン（Light Commercial Air Conditioner : LCAC）については、2023年7月よりラベル表示が義務化され、任意制度から強制制度へ移行している。

(3) ICT製品に対する関税引き上げ

インド政府は、インド国内における生産を促進するために、インドのWTO協定譲許表において無税（0%）を約束しているICT製品について、2014年以降、繰り返し関税引き上げを実施し

ている。

図表 16-5 関税引き上げの主な対象品目及び関税率

主な対象品目	インドのHS 番号	関税率
スマートフォン	8517.1211	0%から 20%に引き上げ
フィーチャーフォン	8517.1219	0%から 20%に引き上げ
携帯電話用基地局	8517.6100	0%から 20%に引き上げ
デジタルマイクロ波通信装置	8517.6290	0%から 20%に引き上げ
携帯電話用プリント回路基板アセンブリ	8517.7010	0%から 10%に引き上げ
スマートフォン用 LCD モジュール	8517.7090	0%から 15%に引き上げ (一部 20%)

(注) いずれもインドの WTO 協定譲許表の税率は 0%。

(出所) 経済産業省の「不公正貿易報告書」(2025 年 6 月) より作成

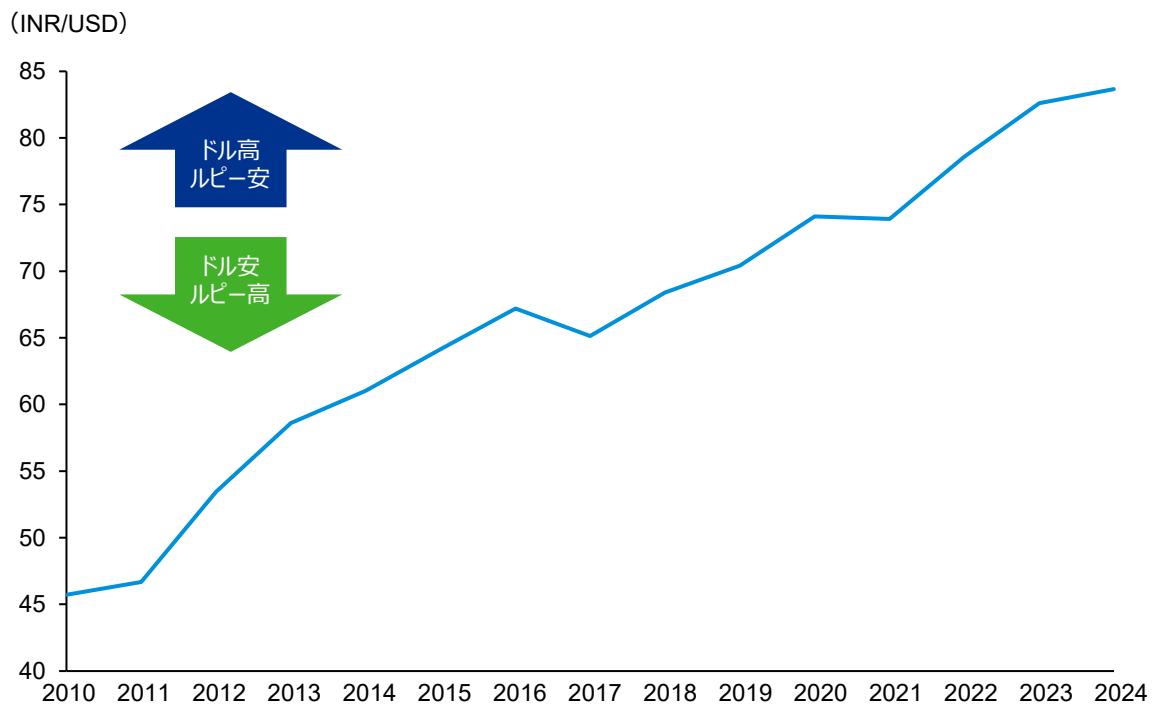
日本政府は、WTO 市場アクセス委員会、ITA 委員会、物品理事会の場において、また現地大使館などから、繰り返し懸念を表明し、事務レベル会合を開催し、関税措置の早期撤回を要請しているが、インド政府による状況の改善は見られない状況にある。

5. 為替相場

1991 年の外貨準備急減に対応した 2 回の通貨切り下げ、1992 年の二重為替相場制の廃止と市場レートへの一本化、1993 年の管理変動相場制への移行など、インド政府は市場メカニズムを前提とした為替変動を徐々に容認してきた。他方、物価安定を優先するインド準備銀行 (RBI) は、必要に応じて為替介入を行っている。

対ドル相場は 2011 年後半以降、一時 2016~2017 年にかけてルピー高傾向になったことがあったものの、ルピー安基調が継続している。また、2020 年から 2021 年にかけて世界的な新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け一時的にルピー高の傾向が見られたものの、2022 年以降は安定したルピー安の傾向が続いている。

図表 16-6 為替レートの推移

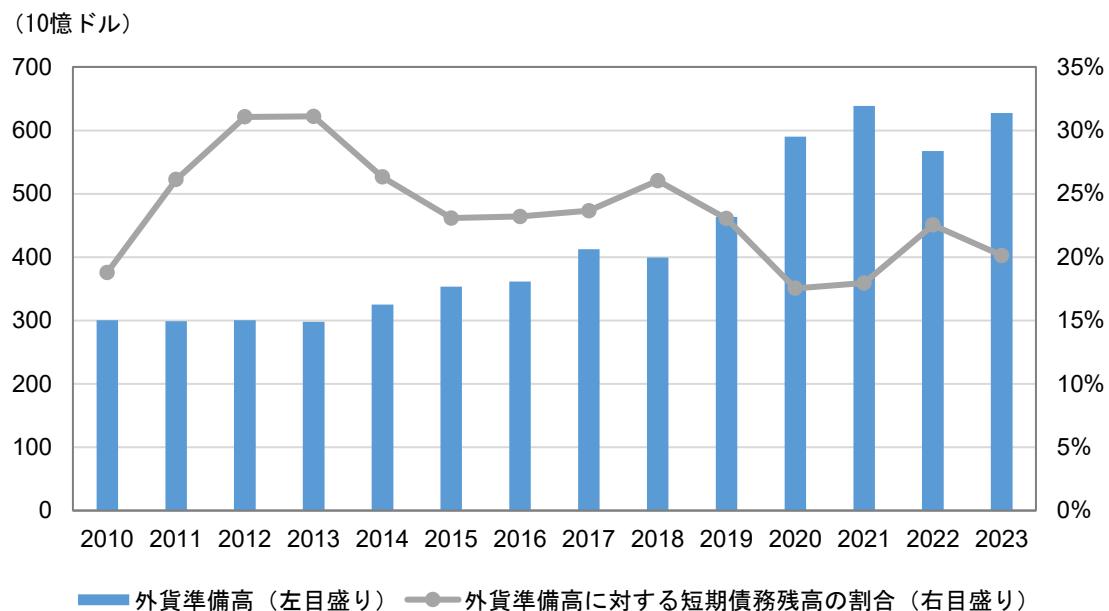


(出所) World Bank より作成

なお、外貨準備高は、2020年末に5,902億ドル（対前年比約27%増）となり、外貨準備高に占める短期債務残高の割合も17%台の水準まで減少している（図表16-8）。

これは、2019年時の原油価格の急落や米国のFRB(Federal Reserve Board)のハト派化によって、ルピーを含む新興国通貨を買い戻す動きが広がったほか、積極的な投資誘致策などによりインドへの資金流入の勢いが続いていることを背景に、インド準備銀行(RBI)がドル買い介入で外貨準備を積み増していくためである。その後、2021年には外貨準備高は6,385億ドルと最高水準に達した。2022年以降は、ウクライナ危機によるエネルギー価格の高騰などをうけた世界的な金融引き締めやインドの国内需要増などによる貿易赤字拡大により、外貨準備高はわずかに減少傾向にあるものの、2020年、2021年と同水準を維持している。

図表 16-7 外貨準備高の推移（2010 年-2023 年）



(出所) 世界銀行より作成

6. 為替管理制度²¹

インドにおける為替取引はインド準備銀行（RBI）が管轄する。根拠法は 1999 年外為管理法（Foreign Exchange Management Act, 1999 : FEMA）で、詳細な運用については同法に基づいて RBI が公布する諸法令により定められる。

(1) 貿易取引

経常勘定における為替取引は原則として自由化されており、日本との貿易の場合はドル・ベースが基本となる。ただし、ネパールとブータンとの輸出入では、インドルピーで決済することが義務づけられている。また、輸出で獲得した利益は全額、居住者外貨預金（Exchange Earners Foreign Currency : EEFC）口座に外貨で保有が可能である。

(2) 貿易外取引

RBI は 2015 年 6 月、居住者の海外送金について定めた「送金自由化スキーム」（Liberalized Remittance Scheme : LRS）を緩和した。

これにより、以下を目的とする外貨獲得の場合は、一年度あたり 25 万ドルまでの金額についてはインド準備銀行（RBI）からの事前認可が不要となった（図表 16-9）。これを超える場合は事前

²¹ 法人の対外商業借入など、資本取引に区分される取引については、「第 18 章 資金調達」を参照。

認可が必要となる。なお、出稼ぎ、海外での治療に関連するサービス、留学を目的とした支出については25万ドルを超える場合でも RBI の事前認可は不要であるが、当該目的に関連した証憑の提出が必要である。

図表 16-8 送金自由化スキームの対象使途

	目的
1	私的な海外旅行（ネパール及びブータンを除く）
2	ギフトや寄付
3	雇用のための海外渡航
4	海外移住
5	海外の親類への生活支援
6	海外出張、海外での会議・専門的な研修への参加、同行に関する渡航費用
7	海外での治療、健康診断に関連する費用（同行者の渡航費用も対象）
8	留学
9	その他（美術品の購入、海外有価証券・不動産投資など）

（出所）インド準備銀行「Master Direction - Liberalized Remittance Scheme (LRS)」より作成